

## 職業安定法第32条の13に基づく開示事項

ヒューマングローバルタレント株式会社(以下、「当社」)は、有料職業紹介事業として、外国人労働者向け就業支援サービスである「Dai jobAGENT」を運営しております。

### ①取扱職種の範囲等

本所は、日本国内、全職種に関する限り、いかなる求職及び求人者の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

### ②手数料に関する事項

求職者からの手数料については一切徴収いたしません。

採用が成功した場合、求人者からは、法令に基づき当社が管轄省庁に届け出た手数料上限額（消費税分を含まない金額であり、消費税は別途徴収します。下記参照）の範囲内で、契約等で求人者と合意した人材紹介手数料を申し受けます。また、通常、求人者との間の契約では、求職者が早期退職した場合に人材紹介手数料の一部を返還する規定を設けています。

※手数料の上限額（あくまで上限であり、この表にもとづいて手数料を請求するわけではありません。実際に請求する手数料は、あくまで契約等で求人者と合意した金額となります。）

サービスの種類及び内容	手数料の額（上限）及び負担者
求人受理時の事務費用	該当なし
求人受理後、求人者に求職者を紹介 成功報酬するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬  (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%  手数料負担者は 求人者 とします。
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談 助言サービス	成功報酬

<p>【職業紹介の付加サービス】</p> <p>※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談、助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%</p> <p>手数料負担者は求人者 とします。</p>
---	--

③苦情処理に関する事項

求職者及び求人者からの苦情については、職業紹介責任者が誠意をもって対応いたします。

④個人情報の取扱いに関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育、指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞無く行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者は上記1の個人情報取扱責任者とする。

言語間の矛盾または相違がある場合には、すべての点において日本語を優先するものとする。

2020年7月20日現在 ヒューマングローバルタレント株式会社